

印西市建設工事等同日入札取り抜け方式試行実施要領（逐条解説）

平成31年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事等（以下、「工事の請負、調査・測量・設計等の業務委託」に同じ。）において、過大受注による品質の低下を防止し、受注機会の確保による地元業者の育成に資するため、同日入札取り抜け方式に関して必要な事項を定めることを目的とする。

同一の業務内容、同一の時季又は、工期により実施する事業において、その目的とする品質の確保とは、契約において求める、規模、数量の出来形又は、出来高以外に、実施を希望する期日において、地域住民の求めに迅速に対応することのできる体制を維持し、そのニーズに応えることのできることも、品質と考える。

また、地域要件を同一とする場合に、一事業者が、複数の事業に参加することが予測されるなど、一事業者が複数件の案件を受注することにより、品質を確保することが、難しいと考えられること、さらに、他の同種事業者の受注の機会が失われることなど、地元業者の育成を阻害する恐れがあると入札等審査会において認められた場合に限り、適用される。

（対象）

第2条 同日入札取り抜け方式の対象となる契約は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の建設工事等の入札において、印西市入札等審査会に諮ったうえで、受注の制限を設けることができる。

- （1）工種（業種）が同一であること。
- （2）入札参加資格要件（許可工種、地域要件、施工実績など）が同一であること。
- （3）工期（履行期間）が同一または重複すること。
- （4）対象事業数に対して、競争性が確保できる参加者数が見込まれること。
- （5）原則として、公告日、入札日がそれぞれ同一であること。

2 前項の規定により対象とした事業が、入札参加者を上回ることが予測される場合には、競争性の確保できる範囲において、その対象とする事業を区分し、同日入札取り抜け方式の事業を定めることができる。

当該制度の適用を受けようとする場合は、予め事業担当課より、その旨を提示する。

しかし、事業担当課では、対象事業となる要件を満たすことなどの条件が不明となる場合があり、入札等審査会において、当該制度の適用を定めることができるものとする。

ついては、入札担当課は、すべての審査案件に対し、事業名称、設計金額、資格要件等を取りまとめた表を別途作成し、入札等審査会に提出しなければならない。

第2項に定める事業の区分は、入札等審査会において定める。

(落札候補者の決定)

第3条 開札は、予定価格の大きいものから順に行い、落札者又は落札候補者（以下「落札候補者」という。）を決定することとする。この場合において、開札順が上位で落札候補者となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札を無効とする。

2 同日入札取り抜け方式により、落札できる事業は1件とする。

3 同日入札取り抜け方式により、落札者決定通知書又は保留通知書をした入札において、その後、無効となった場合であっても、開札順位が下位の案件の入札の決定を変更することはない。

第3号の規定は、最低制限価格を設けた入札と併用した場合においても、上位の入札で保留通知後に、その者が失格となり、他の者が落札候補者となる場合、その入札の下位の案件において、すでに開札した結果を変更しないことを示す。

なお、その失格となって中止した入札において、再度、落札候補者を決定する方法は、有効な応札額で、かつ、同一の同日入札取り抜け方式とした事業において、失格者及び、同公告による同日入札取り抜け方式の落札候補者となった者の札を除き、落札候補者を決定する。

ただし、再度、落札候補者を決定しようとした場合において、失格者及び落札候補者となった者を除いた場合に、応札者がいない場合、又は、第5条に示す競争性の確保ができない場合においては、他の事業において、落札候補者となっているもののみを復活させ、落札候補者を決定するものとする。

(公告)

第4条 同日入札取り抜け方式の対象として入札を行うときは、次に掲げる事項を公告時にその公告に記載する。

(1) 同日入札取り抜け方式の対象であること。

(2) 開札順

(3) 先に開札した案件で落札候補者となった場合、開札順が下位の案件に対する入札を無効とすること。

上記に示す記載事項は、最低限、公告に示すべき事項を定めたもので、要領の改正に関わらず、必要な事項を追記し、適切に入札の執行を行えるように記載事項を追加できるものとする。

(適用の例外)

第5条 同日入札取り抜け方式の対象として公告した後において、当該入札方式を適用した事業数、入札参加者数等の状況から、同日入札取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者数が極めて少数になることが予想されるなど、競争性が確保できない恐れがある場合には、当該入札の競争性を鑑み同日入札取り抜け方式による入札を行わない。

2 同日入札取り抜け方式による開札がされた後に、その競争性が確保できないことが判明

した場合には、前項の規定にかかわらず、同一の公告において、競争性を確保できるまで落札候補者を決定し、その後、第3条の規定により無効となった者を再度入札参加者として、同日入札取り抜け方式を繰り返し執行することができる。

- 3 前2項の規定により、同日入札取り抜け方式を取りやめた場合又は、繰り返し執行した場合には、落札者決定通知書又は保留通知書により、その旨を通知する。

競争性の確保ができない恐れのある場合とは、以下に示す。

(電子入札の場合)

- ・同日入札取り抜け方式とする事業数を下回る入札参加者である場合をいう。

(電子入札以外の場合)

- ・同日入札取り抜け方式とする事業の最後の入札において、3者以上の応札者が確保できない場合をいう。

ただし、改めて公告する事業の設計書の仕様に変更がなく、事業の実施が必要不可欠なものであり、入札参加者及び発注者のどちらの責にもよらない場合において、当該要領の目的である地元業者の育成のため、同一の公告の事業に限り、同日入札取り抜け方式を繰り返し実施することができるものとする。

第5条第2項を適用し、繰り返し実施する入札行為は、第3条第3項の規定とは、別とし、すべての入札参加者である、落札候補者及び、失格となった者も復活し、改めて入札参加者とする。

なお、上記に示す、再度の入札参加者が、失格となった場合には、第3条第3項の規定により落札候補者を決定する。